

舞鶴工業高等専門学校気象警報発令に伴う授業等措置要領

平成 9年12月18日 施行

平成30年 4月 1日 最終改正

(趣旨)

- 1 舞鶴工業高等専門学校における舞鶴地域の特別警報，暴風雪警報，暴風警報，津波警報発令時の授業等の措置に関する取扱いについては，法令その他別に定めるもののほか，この要領の定めるところによる。

(平常授業)

- 2 平常授業においては，次の各号によるものとする。
 - (1) 午前6時30分までに警報が解除された場合は，平常どおり授業を実施する。
 - (2) 午前6時30分を過ぎ午前9時30分までに警報が解除された場合は，午後の授業を実施する。
 - (3) 午前9時30分を過ぎても警報が解除されない場合は，学生に措置を通知する。
 - (4) 授業開始後に警報が発令された場合は，学生に措置を通知する。

(定期試験)

- 3 定期試験においては，次の各号によるものとする。
 - (1) 午前6時30分までに警報が解除された場合は，平常どおり試験を実施する。
 - (2) 午前6時30分を過ぎ午前9時30分までに警報が解除された場合は，午後1時から時間を繰り下げて当日の試験を実施する。
 - (3) 午前9時30分を過ぎても警報が解除されない場合は，学生に措置を通知する。
 - (4) 試験開始後，警報が発令された場合は，学生に措置を通知する。

(その他)

- 4 前1項の規定以外の警報の発令時等この要領により難しい場合は，危機管理委員会の決定に従い，その都度臨時的措置を講ずる。

附 則

この要領は，平成30年4月1日から施行する。